

## 令和元年度岩手県要保護児童対策地域協議会調整担当者（市町村職員）研修業務委託に係る契約希望者の公募について

令和元年 5 月 28 日

岩手県保健福祉部子ども子育て支援課

岩手県では、いわての子どもを健やかに育むことができるよう、急増する児童虐待に対して発生予防から自立支援までの一連の対策を更に推進するため、県内市町村の児童福祉担当職員の資質向上及び要保護児童対策地域協議会の充実強化を目的とする研修を行うこととし、その業務を委託により実施します。

つきましては、令和元年度の当該委託事業の実施（受託）希望者を募集しますので、受託を希望する場合は、別紙「参加意思確認書」により、令和元年 6 月 14 日（金）（※必着）までに、岩手県保健福祉部子ども子育て支援課に届け出てください。

なお、下記 1 の資格要件を 1 つでも満たさない者の届出は無効とし、届出者が 1 者の場合には、当該届出のあった者を「契約予定人」とし、2 者以上の場合には別途企画提案の方法により「契約候補者」を選定します。

おって、「契約候補者」となった場合は、別途見積書を提出していただき県の定める予定価格の範囲内であれば契約することとなりますので、「契約候補者」となったことによって契約を確約するものではありません。

ご不明な点は、下記 4 に記載する担当窓口までお問い合わせください。

記

### 1 応募要件

本業務の応募要件は、次の各号の全てに該当する法人又は団体であることとします。

- (1) 県内に主たる事務所を有する法人又は団体で、過去に社会福祉関係職員の人材育成等を目的とした研修について、地方公共団体から業務委託を受けた実績を有するなど、研修事業の実施に十分な能力及び体制が認められること。
- (2) 法人以外の団体は、1 年以上の活動実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）に該当しない者であること。
- (4) 応募から契約候補者を選定するまでの間に、県からの受注業務に関し指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第

77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

## 2 業務の概要

本業務は、研修の企画・運營業務であり、次のとおり行うものとします。

### (1) 目的

市町村要保護児童対策地域協議会の調整担当者として職務を行う者に対し、子どもの権利を守ることを最優先とした子ども家庭ソーシャルワーク(ケアワーク、ソーシャルアクション等)の実践のために、資質・向上を図ることを目的とした研修を実施します。

なお、本研修は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2第8項により要保護児童対策調整機関の調整担当者に対し、受講が義務付けられているものです。

### (2) 内容

#### ア 実施期間

契約日から令和2年2月28日まで

#### イ 実施事業

令和元年度岩手県要保護児童対策地域協議会調整担当者(市町村職員)研修

#### ウ 事業内容

要保護児童対策地域協議会調整担当者(市町村職員)研修の企画・運営

#### エ 科目・内容

「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」(平成29年3月31日付け雇児発0331第16号通知)によります。

#### オ 事業実施に伴う事務等

- (ア) 事業実施細目の企画立案及び研修スケジュールの作成
- (イ) 当日の運営等
- (ウ) 講師及び関係機関との連絡調整
- (エ) 事業実施に必要な通知、広報等
- (オ) 講師等への謝金及び旅費、使用料、消耗費等の支出

### (3) 留意事項

#### ア 個人情報管理

参加者等の個人情報は、個人情報保護条例(平成13年岩手県条例第7号)等により取り扱うこと。

#### イ 研修実施回数及び日程調整

- (ア) 研修の全課程を前期3日間、後期2日間に分け、1クール実施することとするが、後期日程は、遅くとも令和2年2月までに終了すること。

(イ) 受講を免除する受講者への対応について、児童福祉司任用前講習会を受講済の参加者に対しては、免除可能な科目があるため、研修スケジュールを作成する際、免除可能な科目をまとめた日程にする等配慮すること。

#### ウ 受講管理、振り返り

事業の実施に当たり、1科目ごとに振り返りを実施するとともに、受講内容について記録すること。

#### エ 研修の修了認定

研修の修了認定について、受講者が受講科目の全てを受講しているかを確認の上、修了者名簿を作成し、県宛報告すること。

#### オ 参加者懇親会

参加者懇親会を企画・運営すること。

#### カ 契約の変更

契約時に定める仕様書による業務以外に必要な業務が生じたときは、協議により契約の変更が行われることがあること。

### 3 応募手続等

#### (1) 募集期間

令和元年5月28日(火)から令和元年6月14日(金)まで(必着)

#### (2) 応募手続

次に示す書類を「4 応募・照会等窓口」に記載する担当窓口に直接持参又は郵送により、提出してください。

#### ア 提出書類

「参加意思確認書」及び関係書類1部

#### イ 受付時間

午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

### 4 応募・照会等窓口

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県保健福祉部子ども子育て支援課 子ども家庭担当

電話 019-629-5457 FAX 019-629-5464